第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

令和６年５月２１日

住　　所　青森県青森市長島１－１－１
事業者名　青森県
代表者名（役職名及び氏名）
青森県知事　宮下　宗一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項

青い森鉄道線の移動等円滑化された旅客施設について、その機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅については、事前に連絡をいただくことにより駅係員が乗降を補助する対応を適切に行うものとし、このことについて周知を図るほか、駅係員の研修等により対応の向上を図る。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）

②　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
定期点検	・旅客施設について、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。 （2024 年度）

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助の実施	・段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅について、事前に連絡をいただくことにより駅係員が乗降を補助する対応を適切に行う。（2024 年度）

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助の周知	・段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅における事前連絡による駅係員の乗降補助の対応について、ホームページへの掲示等により周知を図る。（2024 年度）

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
研修等の実施	・段差解消等の移動等円滑化が実施されていない駅における事前連絡による駅係員の乗降補助について、駅係員の研修等により対応の向上を図る。（2024 年度）

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
一般利用者への声かけ	・施設構内のエレベーター等の設備を必要とされているお客様が適正に利用できるよう、駅員が一般の利用者に対して声掛けを行う。（2024 年度）

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者から寄せられる意見を施設の改善に活用する。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由

Ⅴ　計画書の公表方法

ホームページに掲載

Ⅵ　その他計画に関連する事項

特になし

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。